

入札制度「かながわ方式」 ※令和5年4月1日現在実施版

250万円を超える案件は、原則条件付き一般競争入札により実施

<「かながわ方式」の特徴>

- ①「適正な競争のための環境づくり」を踏まえ、
 - ②「公共工事の品質確保」と、
 - ③「県内中小建設業の健全育成」等の視点から、
- ⇒『競争性、公平性、透明性』を図る制度

① 適正な競争のための環境づくり

- 地域要件と入札参加者数
 - ・工事施工箇所を中心とする**地域の県内業者**を優先
 - ・入札参加者が、工事は原則30～50者程度、工事系委託は原則15～30者程度となるよう条件（入札参加資格）を設定
- 電子入札システム
 - ・入札・開札は原則、電子入札システムで実施
 - ・条件付き一般競争入札は、県のホームページ（入札情報サービスシステム）で、原則、火曜日に公告

<HP> <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/index.html>
- ペナルティーの強化（入札参加停止期間）
 - ・不良・不適格業者の排除のため指名停止措置を強化

② 公共工事の品質確保

- ダンピング受注防止のため、「最低制限価格」を設定
 - ・最低制限価格＝予定価格×最低制限価格率（％）

③ 県内中小建設業の健全育成

- 条件付き一般競争入札における「インセンティブ発注」
 - ・県内に本店を有する**優良工事施工業者**や**社会貢献企業**を対象とした条件付き一般競争入札
- 「いのち貢献度指名競争入札」
 - ・県民の「いのち」を守るために頑張る地域の建設業者等を対象とした指名競争入札

<HP> <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p882311.html>
- 県発注工事における社会保険等未加入対策
 - ・競争入札で発注する工事の元請業者と一次下請業者を社会保険等加入業者に限定
 - ・社会保険等未加入業者と一次下請負契約を締結した元請業者に対してペナルティー措置（制裁金の徴収、指名停止措置、工事成績の減点）

<HP> <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html>

| | 設計金額 | 入札参加者数 |
|-------|--------------|---------|
| 工事 | 250万円超5千万円未満 | 原則30者程度 |
| | 5千万円以上2億円未満 | 原則40者程度 |
| | 2億円以上 | 原則50者程度 |
| 工事系委託 | 250万円超1千万円未満 | 原則15者程度 |
| | 1千万円以上5千万円未満 | 原則20者程度 |
| | 5千万円以上 | 原則30者程度 |

○主な指名停止措置（神奈川県発注契約の場合）

| 指名停止措置要件 | 指名停止期間 |
|-------------------|-------------------------------|
| 贈賄 | 24か月 |
| 談合等 | 24か月 |
| 不当な取引制限等（独占禁止法違反） | 12か月～24か月 |
| 粗雑工事 | 12か月～24か月 |
| 暴力団排除関係 | 3か月～12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで |

○最低制限価格率

【工事】個々の工事ごとに最低制限価格率の算出の具体式により算出された率（※解体工事は一律91%）
 【工事系委託】建築設計・補償関係は80%、土木設計・測量調査は82%、地質調査は85%
 <HP> <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>

○目的

神奈川県発注工事の発注に当たり、経営力と技術力に優れた建設業者や社会貢献企業を評価し、地域の建設業者の健全育成を図ること。

○対象工事

設計金額が250万円を超え2億円未満の工事の一部

| 設計金額 | 入札参加者数 |
|--------------|--------|
| 1千万円未満 | 5者～9者 |
| 1千万円以上5千万円未満 | 7者～11者 |
| 5千万円以上2億円未満 | 9者～13者 |

【優良工事施工業者】

県内に本店を有する入札参加資格者で、「神奈川県請負工事成績評定要領」による評定結果が80点以上の工事を発注年度より前の5年間の工事において1回以上実施したことのがあるもの（評定結果が、65点未満の工事を実施したものは除く。）

【社会貢献企業】

県内に本店を有する入札参加資格者で、神奈川県発注機関（土木事務所等）の長と「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」、「災害時における応急給水及び応急・復旧工事等の協力に関する協定」等を締結している関係団体に加入しているもの及び協定等を締結しているもの

○目的

- ・県民の「いのち」を守る担い手となる**地域の建設業者等を中長期的に育成・確保**すること。
- ・地域の安全・安心を確保するために必要な工事及び工事系委託を**早期に実施**すること。

○対象工事等

設計金額が250万円を超え2億円未満の工事及び工事系委託の一部

| 設計金額 | 指名業者数 |
|--------------|--------|
| 1千万円未満 | 5者～9者 |
| 1千万円以上5千万円未満 | 7者～11者 |
| 5千万円以上2億円未満 | 9者～13者 |

